

埼玉労基 0901 第 5 号
令和 2 年 9 月 1 日

一般社団法人 大宮地区労働基準協会
会長 殿

埼玉労働局長 印



埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本年 8 月 5 日の埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を 1 時間 9 2 8 円（引上げ額 2 円）、改正発効日を本年 1 0 月 1 日」とする改正決定（官報公示）を行いました。

埼玉県最低賃金は、罰則をもって賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パート、学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されますので、最低賃金額改定をできるだけ広く関係者に周知する必要があると考えております。

つきましては、貴機関紙で 9 月以降に発行される広報誌、及び公式ホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたく掲載用例文を参考に同封いたします。追って、埼玉県最低賃金のポスター、リーフレットを送付いたしますので、庁舎内の掲示、窓口への備え付けにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

(担当部署)	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 15 階 埼玉労働局労働基準部賃金室 TEL 048-600-6205 fax 048-600-6225
(担当者)	いいた とがし 飯田、富樫

